

独立行政法人国立文化財機構組織規程

平成19年4月1日  
国立文化財機構規程第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）の組織、職制及び運営等について定めることを目的とする。

(本部の所在地)

第2条 機構の主たる事務所（以下「本部」という。）は、東京都台東区上野公園13-9に置く。

(施設の名称及び所在地)

第3条 機構に、機構法第12条に規定する業務を行なわせるため、従たる事務所（以下「施設」という。）として、それぞれ次の表に掲げる施設を置く。

施設の名称	所在地
東京国立博物館	東京都台東区
京都国立博物館	京都府京都市
奈良国立博物館	奈良県奈良市
九州国立博物館	福岡県大宰府市
東京文化財研究所	東京都台東区
奈良文化財研究所	奈良県奈良市

第2章 役員

(役員)

第4条 機構に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 3名以内
- (3) 監事 2名

第5条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
- 3 監事は、機構の業務を監査する。
- 4 理事長に事故あるとき又は欠員のときは、理事長の定めるところにより、理事のうち1人がその職務を代理し又はその職務を行う。

第3章 運営組織

(運営委員会)

第6条 機構に、機構の業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聞くため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第7条 機構に、機構の業務の実績に関する評価を行うため、外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 役員会等

(役員会等)

第8条 機構に、中期計画、組織及び予算の作成等に関する重要事項について審議するため、役員会を置く。

2 機構に、前項に規定するものの他に必要に応じて会議を置くことができる。

3 役員会及びその他必要な会議の運営に関し必要な事項は、別に定める

#### 第5章 職制等

(施設の長)

第9条 機構に、施設の長として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に掲げる職を置く。

(1) 東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館及び九州国立博物館（以下「国立博物館」という。） 館長

(2) 東京文化財研究所及び奈良文化財研究所（以下「文化財研究所」という。） 所長

2 館長及び所長は、理事長が任命する。

3 館長及び所長は、それぞれの博物館、研究所の事務を掌理する。

(相談役)

第9条の2 機構本部に相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事長の要請により、機構の運営上の諸問題や重要事項について助言する。

(研究調整役)

第10条 機構本部に研究調整役を置くことができる。

2 研究調整役は、理事長の命を受け、機構の事務のうち調査研究、その他の専門的な重要事項に係るものについて連絡調整する。

(職員の種類)

第11条 機構に、第9条から前条までの規定に掲げるもののほか、次の職員を置く。

(1) 事務職員

(2) 技術職員

(3) 技能・労務職員

(4) 研究職員

## 第6章 顧問

(顧問)

第12条 機構に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が指定する重要事項の推進に参画する。
- 3 顧問について、必要な事項は別に定める。

## 第7章 組織

(本部)

第13条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局においては、機構の事務を総括するとともに、各施設との連絡・調整にあたる。

(東京国立博物館)

第14条 東京国立博物館に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 総務部
- (2) 学芸企画部
- (3) 学芸研究部

(京都国立博物館)

第15条 京都国立博物館に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 総務課
- (2) 学芸部

(奈良国立博物館)

第16条 奈良国立博物館に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 総務課
- (2) 学芸部

(九州国立博物館)

第17条 九州国立博物館に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 総務課
- (2) 学芸部

(東京文化財研究所)

第18条 東京文化財研究所に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 研究支援推進部
- (2) 企画情報部

- (3) 無形文化遺産部
- (4) 保存修復科学センター
- (5) 文化遺産国際協力センター  
(奈良文化財研究所)

第19条 奈良文化財研究所に、管理運営及び各種業務の実施のため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 研究支援推進部
- (2) 企画調整部
- (3) 文化遺産部
- (4) 都城発掘調査部
- (5) 飛鳥資料館
- (6) 埋蔵文化財センター  
(その他)

第20条 第13条から前条に掲げる組織及び運営に関しては、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月14日に改正、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月10日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月26日に改正し、平成22年4月1日から施行する。